

「出先機関改革に係る工程表」の地方分権改革推進本部決定（平成21年3月24日）を受け、下記のとおり、当委員会の考え方を改めて確認する。

平成21年3月26日
地方分権改革推進委員会

記

- 1 事務・権限の見直し116事項を勧告どおりに実施し、今後おおむね三年間に出先機関改革を実現するという政府の方針が、スケジュールとともに決定されたことは、評価したい。
- 2 1の見直し後に国に残る事務・権限を担う新たな出先機関について、今後、年内の改革大綱の策定に向けて政府で検討を進める際には、第2次勧告の精神に基づき、地方振興局等組織のあり方、将来における合計3万5千人程度の削減を含む勧告の内容に沿って、具体化されることが必要である。
- 3 工程表では、新たな出先機関への移行に向けた削減の目標を改革大綱で設定するとされたところであるが、さらに将来的な取り組みを含めて、当委員会の考え方が十分に活かされることが重要である。
- 4 当委員会としては、第2次勧告の精神に基づき地方分権改革を推進していくため、今後の政府の取組みを注視していくとともに、引き続き精力的に委員会活動を進め、必要に応じて意見を述べていく。